

地方消費税（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日より消費税及び地方消費税の税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和2年度河内町一般会計予算における地方消費税（社会保障財源化分）の用途については、以下のとおりです。

・地方消費税交付金（社会保障財源化分）

84,690 千円

(単位：千円)

区分	事業名	事業費	財源内訳				
			特定財源		一般財源		
			国 支 出 金	県 支 出 金	その他	うち地方消費税交付金の社会保障財源化分	
社会保険	国民健康保険	62,908	42,860		0	20,048	3,156
	介護保険	367,795	319,832		0	47,963	7,550
	後期高齢者医療	151,441	24,042		0	127,399	20,055
社会福祉	児童福祉	378,703	104,440		9,870	264,393	41,619
	老人福祉	8,109		0	0	8,109	1,276
	障害者福祉	9,074	6,804		0	2,270	357
	医療福祉	54,528	24,627		0	29,901	4,707
保健衛生	保健総務	7,451		0	0	7,451	1,173
	母子健康指導	5,175	150		0	5,025	791
	疾病予防	17,810		0	0	17,810	2,804
	健康づくり	7,633		0	0	7,633	1,202
合計		1,070,627	522,755		9,870	538,002	84,690

※事務費及び人件費は事業費から除外しています。